

令和 3 年生駒市議会（第 4 回）定例会議案

（追加提案分）

令和 3 年 9 月 6 日

生 駒 市

令和 3 年生駒市議会（第 4 回）定例会議案目録

（ 追 加 提 案 分 ）

議案番号	議 案 名	頁
議案第 67 号	令和 3 年度生駒市一般会計補正予算（第 8 回）	1 ～17
議案第 68 号	令和 3 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）	18～20
議案第 69 号	生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21～32

令和 3 年度生駒市一般会計補正予算（第 8 回）

令和 3 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 8 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 6 , 0 3 8 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 , 3 3 5 , 5 8 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 6 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		7,217,631	58,598	7,276,229
	2 国庫補助金	1,973,747	58,598	2,032,345
20 繰越金		1,512,674	83,580	1,596,254
	1 繰越金	1,512,674	83,580	1,596,254
21 諸収入		1,020,020	△6,140	1,013,880
	4 雑入	1,011,418	△6,140	1,005,278
歳 入 合 計		42,199,548	136,038	42,335,586

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		351,233	148	351,381
	1 議会費	351,233	148	351,381
2 総務費		5,286,030	3,015	5,289,045
	1 総務管理費	4,396,789	1,979	4,398,768
	2 徴税費	496,927	750	497,677
	3 戸籍住民基本台帳費	265,104	286	265,390

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		16,110,723	1,473	16,112,196
	1 社会福祉費	6,916,854	352	6,917,206
	2 児童福祉費	7,127,190	1,108	7,128,298
	3 生活保護費	1,430,444	13	1,430,457
4 衛生費		6,775,679	14,254	6,789,933
	1 保健衛生費	4,513,835	13,959	4,527,794
	2 清掃費	2,261,844	295	2,262,139
5 産業経済費		990,519	109,535	1,100,054
	1 農業費	181,445	227	181,672
	2 商工費	809,074	109,308	918,382
6 土木費		3,439,022	635	3,439,657
	1 土木管理費	281,861	121	281,982
	2 道路橋梁及び河川費	1,073,197	66	1,073,263
	3 都市計画費	898,819	448	899,267
7 消防費		1,503,862	271	1,504,133
	1 消防費	1,503,862	271	1,504,133
8 教育費		4,688,179	6,707	4,694,886
	1 教育総務費	394,430	1,590	396,020

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小学校費	373,622	1,027	374,649
	3 中学校費	261,245	564	261,809
	4 幼稚園費	819,093	174	819,267
	5 社会教育費	1,003,743	2,607	1,006,350
	6 保健体育費	1,836,046	745	1,836,791
歳 出 合 計		42,199,548	136,038	42,335,586

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
4 産業経済費国庫補助金	106,722	58,598	165,320	2	商工費補助金	58,598	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
計	1,973,747	58,598	2,032,345				

[単位 千円]

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 繰越金	1,512,674	83,580	1,596,254	1	繰越金	83,580	前年度繰越金
計	1,512,674	83,580	1,596,254				

[単位 千円]

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
4 雑入	1,010,767	△ 6,140	1,004,627	4	雑入	△ 6,140	予防接種個人負担金
計	1,011,418	△ 6,140	1,005,278				

[単位 千円]

歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	[単位: 千円]
				国庫支出金	地方債	財源その他	一般財源	区分	金額		
1 議会費	351, 233	148	351, 381				148	1 報酬	133	パートタイム会計年度任用職員	
								3 職員手当等	15		
計	351, 233	148	351, 381				148				

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				財源			一般財源			
				特定国庫支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	2, 223, 285	1, 614	2, 224, 899				1, 614	1 報酬	1, 480	パートタイム会計年度任用職員
								3 職員手当等	134	
4 広報広聴費	55, 440	81	55, 521				81	1 報酬	72	パートタイム会計年度任用職員
								3 職員手当等	9	
8 市民活動費	141, 399	134	141, 533				134	1 報酬	124	パートタイム会計年度任用職員
								3 職員手当等	10	
10 交通対策費	145, 210	90	145, 300				90	1 報酬	80	パートタイム会計年度任用職員
								3 職員手当等	10	
13 男女共同参画費	10, 086	60	10, 146				60	1 報酬	58	パートタイム会計年度任用職員

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分		金額
2 国民年金費	28,936	6	28,942				6	1 報酬	5 パートタイム会計年度任用職員	
								3 職員手当等	1	
3 障がい者福祉費	2,816,558	134	2,816,692				134	1 報酬	121 パートタイム会計年度任用職員	
								3 職員手当等	13	
計	6,916,854	352	6,917,206				352			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			内 訳	節		説 明
				国庫支出金	地方債	その他		区 分	金 額	
1 児童福祉総務費	3,083,552	798	3,084,350				798	1 報酬	732	パートタイム会計年度任用職員
								3 職員手当等	66	
3 保育所費	1,001,647	310	1,001,957				310	1 報酬	278	パートタイム会計年度任用職員
								3 職員手当等	32	
計	7,127,190	1,108	7,128,298				1,108			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明			
				特	定	財	源	区	分				
											国県支出金	地方債	その他
1 生活保護総務費	124,192	13	124,205					13	1 報酬	11	パートタイム会計年度任用職員		

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源 の 他	地方債	財 源 そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
1 清掃総務費	122,984	289	123,273				289	1 報酬	283	パートタイム会計年度任用職員
								3 職員手当等	6	
3 びみ処理施設費	866,187	6	866,193				6	1 報酬	5	パートタイム会計年度任用職員
								3 職員手当等	1	
計	2,261,844	295	2,262,139				295			

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費	37,656	148	37,804			148	1 報酬	133	パートタイム会計年度任用職員	
							3 職員手当等	15		
3 農業振興費	36,840	79	36,919			79	1 報酬	70	パートタイム会計年度任用職員	
							3 職員手当等	9		
計	181,445	227	181,672			227				

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	[単位 千円]
				特 定 財 源	地 方 債	財 源 の 他	区 分	金 額		
2 商工振興費	632,993	109,230	742,223	58,598 (国補)		50,632	10 需用費	430	消耗品費 印刷製本費	330 100
							12 委託料	36,000	事業者サポート給付金事業委託料 飲食・物販店等営業再開支援事業委託料	
							18 負担金補助及び交付金	72,800	事業者サポート給付金 チャレンジ生駒みらい資金	57,800 15,000
3 観光費	57,536	75	57,611			75	1 報酬	67	パートタイム会計年度任用職員	
							3 職員手当等	8		
5 消費生活費	11,651	3	11,654			3	1 報酬	2	パートタイム会計年度任用職員	
							3 職員手当等	1		
計	809,074	109,308	918,382	58,598		50,710				

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
				特定財源			その他			
				国県支出金	地方債	源				
2 建築指導費	120,235	121	120,356				121	1 報酬	113	パートタイム会計年度任用職員
								3 職員手当等	8	
計	281,861	121	281,982				121			

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

〔単位 千円〕									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源		区分	金額	
					地方債	その他			
1 道路橋梁総務費	164,021	66	164,087			66	1 報酬	59	パートタイム会計年度任用職員
							3 職員手当等	7	
計	1,073,197	66	1,073,263			66			

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額の財源内訳					
				特定	地方債	その他			
				国県支出金					
1 都市計画総務費	174,643	150	174,793			150	1 報酬	134	パートタイム会計年度任用職員
							3 職員手当等	16	
2 公園整備費	654,663	75	654,738			75	1 報酬	67	パートタイム会計年度任用職員
							3 職員手当等	8	
3 緑化推進費	31,745	217	31,962			217	1 報酬	217	パートタイム会計年度任用職員
4 北部地域整備促進事業費	37,768	6	37,774			6	1 報酬	5	パートタイム会計年度任用職員
							3 職員手当等	1	
計	898,819	448	899,267			448			

[単位: 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源	財源				
					国県支出金	地方債その他			
計	373,622	1,027	374,649			1,027			

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説	明	
				特定 国県支出金	地方債 その他	財源 一般財源	区	分	金			額
1 学校管理費	183,604	559	184,163				559	1 報酬	509	パートタイム会計年度任用職員		
								3 職員手当等	50			
2 教育振興費	77,641	5	77,646				5	1 報酬	5	パートタイム会計年度任用職員		
計	261,245	564	261,809				564					

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位 千円]									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 財 源	そ の 他			
1 幼稚園費	819, 093	174	819, 267				174	166	パートタイム会計年度任用職員
								8	
計	819, 093	174	819, 267				174		

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	[単位 千円]	
				特 定 財 源	国 庫 支 出 金	地 方 財 源	其 他 財 源	区 分			金 額
1 社会教育総務費	133, 128	121	133, 249				121	1 報酬	113	パートタイム会計年度任用職員	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(626) 793	729,815	3,128,064	2,811,385	6,669,264	7,842,912	
補 正 前	(621) 793	714,460	3,128,064	2,810,512	6,653,036	7,826,256	
比 較	(5) 0	15,355	0	873	16,228	16,656	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの。

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	78,930	116,268	2,960	199,173	1,607	201,570	36,826
	補正前	78,930	116,268	2,960	199,173	1,607	201,570	36,826
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
7,782	648	77,438	45,266	681,000	829,209	532,708
7,782	648	77,438	45,266	681,000	828,336	532,708
0	0	0	0	0	873	0

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	15,355	その他の増減分	給与水準見直し等に伴う増加分	
給料	会計年度任用職員以外の職員			
		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
	会計年度任用職員			
	その他の増減分			
職員手当	会計年度任用職員以外の職員			
	制度改正に伴う増減分			
	その他の増減分		扶養手当 管理職手当 管理職員特別勤務手当 地域手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当	夜間勤務手当 単身赴任手当 通勤手当 住居手当 退職手当 期末手当 勤勉手当
				千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
	会計年度任用職員			
	873	その他の増減分	給与水準見直しに伴う増加分	

令和 3 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 3 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 0 7 2, 8 7 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 6 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		829,134	9,000	838,134
	2 基金繰入金	193,426	9,000	202,426
歳 入 合 計		11,063,872	9,000	11,072,872

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 諸支出金		10,101	9,000	19,101
	1 償還金及び還付加算金	10,100	9,000	19,100
歳 出 合 計		11,063,872	9,000	11,072,872

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 財政調整基金繰入金	193,426	9,000	202,426	1 財政調整基金繰入金		9,000	
計	193,426	9,000	202,426				

[単位 千円]

歳出

(款) 9 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説	明
				特定財源		一般財源	区	分	金
				国庫支出金	地方債				
1 一般被保険者保険税還付金	9,000	9,000	18,000			9,000 (繰入)	22 償還金利子及び割引料	9,000	過年度保険税還付金及び加算金
計	10,100	9,000	19,100			9,000			

[単位 千円]

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒
市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第3条の2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の
度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとする。

2 前項の規定による職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2
のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職
務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員となった者の号給）

第3条の3 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、職種ごと
に別表第3に定めるフルタイム会計年度任用職員職種別基準表に掲げる号給の
範囲内で市長が定める基準に従い任命権者が決定するものとし、その者の給料

月額、その者の号給に応じた額とする。

第 12 条第 1 項中「第 1 項後段」の次に「及び第 5 項」を加える。

第 14 条の次に次の 2 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の職務の級)

第 14 条の 2 パートタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとする。

2 前項の規定による職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 2 のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第 14 条の 3 新たにパートタイム会計年度任用職員となった者の号給は、職種ごとに別表第 4 に定めるパートタイム会計年度任用職員職種別基準表に掲げる号給の範囲内で市長が定める基準に従い任命権者が決定するものとする。

第 15 条を次のように改める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第 15 条 報酬を月額で支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の月額は、基準月額（前条の規定により決定した当該パートタイム会計年度任用職員の号給に応じた別表第 1 の額をいう。以下同じ。）に、1 週間当たりの当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間（第 17 条第 1 項に規定するパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）を 38.75 で除して得た額を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 報酬を日額で支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の日額は、基準月額を 21 で除して得た額に、1 日当たりの当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間を 7.75 で除して得た額を乗じて得た額（その額に 1 円

未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 報酬を時間額で支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の時間額は、基準月額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 前3項の規定にかかわらず、職務の専門性、特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬については、その職務の専門性、特殊性等を考慮し、月額にあつては350,000円を、日額にあつては24,000円を超えない範囲内において任命権者が別に定める。

第21条中「第1項後段」の次に「及び第5項」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
1	146,100	195,500	231,500
2	147,200	197,300	233,100
3	148,400	199,100	234,600
4	149,500	200,900	236,200
5	150,600	202,400	237,600
6	151,700	204,200	239,300
7	152,800	206,000	240,800
8	153,900	207,800	242,400
9	154,900	209,400	243,500
10	156,300	211,200	245,000
11	157,600	213,000	246,600
12	158,900	214,800	247,900
13	160,100	216,200	249,400
14	161,600	218,000	250,800
15	163,100	219,700	252,100
16	164,700	221,500	253,500
17	165,900	223,200	255,000
18	167,400	224,900	256,500
19	168,900	226,500	258,200
20	170,400	228,100	260,000
21	171,700	229,500	261,600
22	174,400	231,200	263,300

23	177, 000	232, 800	264, 900
24	179, 600	234, 400	266, 500
25	182, 200	235, 400	268, 400
26	183, 900	236, 900	270, 200
27	185, 500	238, 300	271, 900
28	187, 200	239, 500	273, 600
29	188, 700	240, 700	275, 300
30	190, 400	241, 900	277, 000
31	192, 200	242, 900	278, 800
32	193, 900	244, 100	280, 300
33	195, 500	245, 400	281, 800
34	196, 900	246, 400	283, 700
35	198, 400	247, 600	285, 500
36	199, 900	248, 900	287, 400
37	201, 200	249, 800	289, 000
38	202, 500	251, 100	290, 700
39	203, 700	252, 300	292, 500
40	205, 000	253, 600	294, 300
41	206, 300	255, 000	295, 800
42	207, 600	256, 400	297, 500
43	208, 900	257, 600	299, 000
44	210, 200	258, 800	300, 600
45	211, 300	260, 000	302, 200
46	212, 600	261, 200	303, 900
47	213, 900	262, 500	305, 500
48	215, 200	263, 600	307, 200

49	216, 300	264, 700	308, 100
50	217, 400	265, 800	309, 600
51	218, 400	267, 100	311, 100
52	219, 500	268, 400	312, 700
53	220, 600	269, 400	314, 300
54	221, 600	270, 500	315, 900
55	222, 500	271, 800	317, 500
56	223, 500	273, 100	319, 000
57	223, 800	274, 000	320, 500
58	224, 600	275, 000	321, 700
59	225, 400	275, 900	322, 900
60	226, 100	277, 000	324, 100
61	226, 800	278, 100	324, 800
62	227, 800	279, 100	325, 700
63	228, 600	280, 000	326, 500
64	229, 400	281, 000	327, 300
65	230, 100	281, 500	328, 200
66	230, 800	282, 400	328, 600
67	231, 700	283, 100	329, 300
68	232, 700	284, 000	330, 100
69	233, 400	285, 000	330, 900
70	234, 000	285, 800	331, 600
71	234, 500	286, 600	332, 300
72	235, 200	287, 400	333, 000
73	236, 000	288, 200	333, 500
74	236, 600	288, 700	334, 100

75	237, 200	289, 100	334, 600
76	237, 700	289, 600	335, 200
77	238, 400	289, 800	335, 500
78	239, 100	290, 100	336, 000
79	239, 800	290, 300	336, 400
80	240, 300	290, 700	336, 900
81	240, 800	290, 900	337, 300
82	241, 500	291, 100	337, 800
83	242, 200	291, 500	338, 300
84	242, 900	291, 800	338, 800
85	243, 500	292, 100	339, 100
86	244, 200	292, 400	339, 500
87	244, 900	292, 700	340, 000
88	245, 600	293, 100	340, 400
89	246, 100	293, 400	340, 700
90	246, 600	293, 800	341, 100
91	246, 900	294, 100	341, 600
92	247, 300	294, 500	342, 000
93	247, 600	294, 700	342, 200
94		294, 900	342, 600
95		295, 200	343, 100
96		295, 600	343, 500
97		295, 800	343, 700
98		296, 100	344, 100
99		296, 500	344, 500
100		296, 900	344, 800

101		297, 100	345, 100
102		297, 400	345, 500
103		297, 800	345, 900
104		298, 100	346, 300
105		298, 300	346, 800
106		298, 600	347, 200
107		299, 000	347, 600
108		299, 300	348, 000
109		299, 500	348, 500
110		299, 900	348, 900
111		300, 300	349, 200
112		300, 600	349, 500
113		300, 800	350, 000
114		301, 000	
115		301, 300	
116		301, 700	
117		301, 900	
118		302, 100	
119		302, 400	
120		302, 700	
121		303, 100	
122		303, 300	
123		303, 600	
124		303, 900	
125		304, 200	

別表第 2（第 3 条の 2、第 14 条の 2 関係）

職務の級別基準職務表

職種の区分	職務の級	基準となる職務
一般行政職 （他の職種の区分の適用を受けない者を含む。以下同じ。）	1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2 級	相当の知識又は経験が必要とする職務
	3 級	専門的知識又は経験が必要とする職務
福祉・医療職	1 級	保育士又はこれに相当する職の職務
	2 級	看護師、保健師、栄養士又はこれに相当する職の職務
		相当の知識若しくは経験を必要とする保育士又はこれに相当する職の職務
	3 級	相当の知識若しくは経験を必要とする看護師、保健師、栄養士又はこれに相当する職の職務
教育職	1 級	幼稚園講師、小・中学校講師又はこれに相当する職の職務
	2 級	相当の知識若しくは経験を必要とする幼稚園講師、小・中学校講師又はこれに相当する職の職務

別表第 2 の次に次の 2 表を加える。

別表第 3（第 3 条の 3 関係）

フルタイム会計年度任用職員職種別基準表

職種の区分	職種	職務の級及び号給の範囲
福祉・医療職	保育士	1 級 20 号給から 2 級 9 号給まで
教育職	幼稚園講師	1 級 20 号給から 2 級 9 号給まで
	小・中学校講師	1 級 22 号給から 2 級 59

		号給まで
--	--	------

別表第４（第１４条の３関係）

パートタイム会計年度任用職員職種別基準表

職種の区分	職種	職務の級及び号給の範囲
一般行政職	一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者	１級１号給から１級２５号給まで
	保育園調理員	１級５号給から１級１７号給まで
	保育園用務員	１級５号給から１級１７号給まで
	清掃員	１級５号給から１級１７号給まで
	学校給食配膳員	１級１号給から１級５号給まで
	学校給食調理員	１級５号給から１級１７号給まで
	交通指導員	１級２６号給から１級３４号給まで
	消費生活相談員	２級９３号給から２級１２５号給まで
	年金相談員	２級３４号給から２級７８号給まで
	相当以上の知識若しくは経験を必要とする事務又はこれに相当する業務に従事する者	２級１号給から３級１１３号給まで
福祉・医療職	保育士	１級１５号給から２級９号給まで
	保育補助員	１級８号給から１級１６号給まで

	看護師・保健師・栄養士	２級２６号給から２級６２号給まで
	家庭児童相談員	２級２０号給から３級６４号給まで
	相当の知識又は経験が必要とする福祉業務に従事する者	２級１号給から３級１１３号給まで
教育職	幼稚園講師	１級１５号給から２級９号給まで
	小・中学校講師	１級１５号給から２級５９号給まで
	部活動指導員	２級３８号給から２級５０号給まで
	相当の知識又は経験が必要とする教育業務に従事する者	２級１号給から２級１２５号給まで

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和３年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る給与について適用し、同日前の勤務に係る給与については、なお従前の例による。

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

- 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年７月生駒市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項を削る。

第１７条の３の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条中「給与」を「

給与に関する事項」に改める。